



## ～みんなで食べよう♪～

先月公民館で行われた幼児食教室、町の管理栄養士さんの指導で7組の親子が楽しく料理していました。しんちょうに包丁で切っ...じっくりフライパンで焼いて...おいしくできたかな?



## ～園庭で遊ぼう♪～

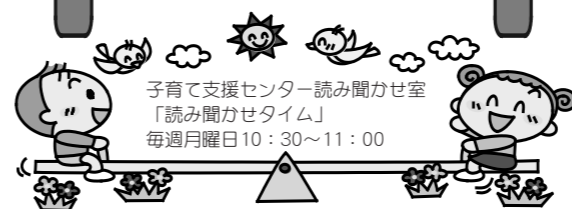
支援センターでは毎週月曜日の11:00から保育園の園庭を開放して遊んでいます。すべりだいやブランコ、シーソーなど楽しい遊具がいっぱい遊びに来てね♪



## 幼児交流倶楽部あき組

9月の毎週水曜日、公民館で楽しく親子で遊びます。

たいそう、てあそび、かんたんな工作、そして体育館へ移動していっぱい走って遊ぼうね。



子育て支援センター読み聞かせ室  
「読み聞かせタイム」  
毎週月曜日10:30~11:00

## 絵本読み聞かせ

9月の絵本読み聞かせタイム、予定は次のとおりです

- 6日 紙芝居「だれかな?だれかな?」  
絵本「ひげじいさん」他
- 13日 紙芝居「こんにちはゾウです」  
絵本「だれのかお?」他
- 27日 紙芝居「みんなのうんち」  
絵本「ほっかりこぶんわりこ」他

## 9月の 子育て カレンダー

- 幼児交流倶楽部あき組～公民館  
～子育て支援センター  
1・8・29日(水) 10:00~11:30  
15・22日(水) 10:00~11:30
- フッ素塗布～公民館  
3日(金) 13:00~15:00
- 離乳食教室～公民館  
7日(火) 10:00~、13:30~
- 予防接種(三混)～国保病院  
16日(木) 受付14:00~14:30
- 予防接種(ポリオ)～国保病院  
30日(木) 受付14:00~14:30

## ～読書の秋に向けて絵本特集♪～

暑かった夏も過ぎ、涼しさを感じながら親子で絵本を開いてみませんか?



「もりのかくれんぼう」絵本の中に、かくされているどうぶつたちを探るのが楽しい秋の絵本の一冊です。

「きんいろあらし」おなじみ、やなぎむらシリーズの虫たちが、楽しく秋をすごす話です。



「サマータイムソング」あんなに暑かったひと夏を思い出して、夢のような絵を追ってみてください。

「もりのてぶくろ」きつと親子で落ち葉ひろいをしたくなりますよ。



「星座を見つけよう」高く澄んだ秋の夜空を見上げながら親子で星をみつけてみませんか?

10月には秋の親子ピクス教室があります。対象の方にはハガキを送りますので、ぜひご参加ください♪  
6・13・20・27日の毎週水曜10:00から1時間程度の予定です。  
くわしくは子育て支援センターまで。



## 職員の異動

《退職》(7月31日付)

総務課管財係長 清水 隆

国民年金保険料は、退職(失業)による特例免除があります

国民年金には保険料納付が困難な方で本人、配偶者、世帯主の前年度の所得が一定額以下の方が申請される制度があります。(一部納付制度もありますが、この場合は保険料の一部を納付しなければ未納期間となります。)

ただし、失業・倒産・事業の廃止(免除を申請する日の属する年度またはその前年度に失業・離職された方が対象です。)他、天災などが原因で所得が無くなったことにより国民年金の保険料が納付できない方は、

その事実が確認できる公的機関の証明書等「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」「離職者支援資金の貸付決定通知」などの写しを添付していただく、その方の前年度所得は審査対象外となります。配偶者または世帯主が失業した場合にもそれぞれ所得審査対象外となります。

申請は役場住民福祉課年金担当及び小樽年金事務所となります。申請の際には、公的機関の証明書のほか①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの②印鑑③他の市区町村から転入された方は、前年度の所得を証明するものをお持ちください。自分自身の将来のためにも年金制度に対する理解を深めていきましょう。

9月25日(土)は「定例行政相談日」です  
住民の皆さんから、行政に対する苦情や意見、要望をお聞きしています。

# 税

## のはなし

## これって... 受け取ったら税金は? 『競馬編』

### 「運任せの宝くじよりも実力勝負の競馬の方が...」

前は宝くじが当たった場合の税金についてお話ししました。しかし100%運次第の宝くじよりも、自らの緻密で大胆な予想をもとに競馬で万馬券を狙う方が性に合う方もいらっしゃるのではないのでしょうか?

それならば、競馬で「勝馬投票券(馬券)」を購入し予想的中した時に受け取る「払戻金」の場合はどうでしょうか。

### ◆実は...払戻金は「一時所得」として課税!

特別な規制がある宝くじとは違い、馬券の払戻金は一時所得として課税対象となります。これに限らず、懸賞の賞金や福引きの当選品についても同じく一時所得扱いで課税されます。具体的には、「収入金額(馬券の払戻金)-必要経費(当たり馬券の購入費用等)-50万円(一時所得の特別控除)」が一時所得の金額となり、その2分の1が課税対象金額にあたります。

### ◆年間ではマイナスだから...は間違い!

ここで注意したいのは、収入金額から差し引かれる必要経費である馬券の購入金額は、その収入に直接かかった購入分のみが対象となることです。今回は万馬券で大もうけだけど1年間トータルではマイナスだから...という考え方は、その他の馬券の購入費用まで合算してしまっているので間違いです。

9月30日は固定資産税第3期の納期限です。

<問い合わせ先> 役場税務課 ☎42-2111 内線34~36

